

## 令和6年度第2回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和6年6月21日（金）  
午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎 庁議室
- 3 招 集 日 令和6年6月7日
- 4 出席委員 吉田 春美、今井 博之、安江 裕子、笠原 裕司、  
池田 郁雄、三木 哲、高杉 幹、藍川 治助、  
堀内 龍文
- 5 欠席委員 福田 芙美子、石幡 恒美、倉野 美知子、木川 稔
- 6 事務局 吉野市民生活部長、山崎保険年金課長、海老根保険年金課長補佐、岡田保険年金課長補佐兼国民健康保険係長、中山保険料収納係長、金窪主査、古谷主任主事、
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議事内容 令和7年度国民健康保険料の見直しについて  
（審議・議論）
- 9 配付資料 ・新保険料率適用後の世帯人別・所得段階別増加  
（医療分、後期高齢者支援金分及び介護分合計）  
・委員からの意見書に対する事務局からの回答
- 10 会議時間 開会 午後1時15分  
閉会 午後2時50分
- 11 議事内容 次のとおり

(事務局)

ただ今から令和6年度第2回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

－ 会長挨拶 －

(事務局)

続きまして、市民生活部長からご挨拶を申し上げます

－ 市民生活部長挨拶 －

(事務局)

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、堀内会長に議長となつていただき、議事進行をお願いいたします。

それでは、堀内会長よろしく申し上げます。

(議長)

これより議事に入ります。本日の出席者は、委員13名のところ9名でございいますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の傍聴者はなしです。

それでは、本日の議題、前回の会議で諮問のありました「令和7年度国民健康保険料の見直しについて」議論・審議等行ってまいりたいと思います。

審議・議論等行う前に、本日の配布資料について事務局から説明したいとこのことですので事務局説明申し上げます。また、委員から事前に質疑・意見等の提出がありましたので併せて説明申し上げます。

なお説明や、このあとの質疑応答などについては、着座のままで結構です。

(事務局)

保険年金課課長の山崎です。

私から資料1「新保険料率適用後の世帯人別・所得段階別増加額」についてご説明いたします。失礼して着座させていただきます。

前回の資料39ページも一緒にご覧ください。

こちらは新保険料率を適用した後の、本市の保険料と、近隣市の保険料を所得段階別に比較したものです。

前回の資料では、医療分及び後期高齢者支援金分のみを計算して比較した表をお示ししました。

本日の資料は、医療分と後期高齢者支援金分に、40歳以上65歳未満の方にかかる介護分も含めた保険料を新たに計算した資料になります。前回お示しした医療分及び後期高齢者支援金分のみの計算では、我孫子市のみ、全ての所得層で流山市に比べて保険料が高く、その他の市では流山市に比べて保険料が低い傾向になっていました。

本日の資料のとおり、介護分も含めて比較した場合、我孫子市に加えて松戸市も全ての所得層で流山市に比べて保険料が高くなるほか、柏市でも主に低所得者層で流山市より保険料が高くなるという計算結果になりました。

次に資料2「委員からの意見書に対する事務局からの回答」をご覧ください。

資料2は前回の第1回協議会後に、委員から意見書として提出していただいたものについて、委員の意見と事務局の回答を整理したものです。簡単ではございますが、概要を説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

1 番目、「1人当たり調定額の増加要因と保険料調定額の定義」ですが、事務局の回答としては「1人当たり調定額の増加要因としては賦課限度額の引き上げによるものと1人当たり所得が増加傾向であること。保険料調定額とは、回答の詳細については右側の事務局の回答をご覧くださいなのですが、今井委員が挙げていただいていた計算式の言葉を使わせていただければ、『収納すべき総保険料』」となります。

2 番目、「保険料収納率の合計分」についてですが、事務局の回答としては「合計分とは現年分と滞納繰越分を合算したものと」回答させていただきました。

3 番目、「赤字繰入を削減・解消すべきとされる根拠」ですが、事務局の回答としては「法令に基づき策定された第2期千葉県国保運営方針で赤字繰入は削減・解消を図るべきとされていること、国は通知において、市町村に計画的に赤字の削減・解消を図るため、赤字削減・解消計画を定めることを求めている」と回答させていただきました。

4 番目、「赤字繰入団体は視点を変えるならば健全な財政運営がなされているのでは」ですが、事務局の回答としては「赤字繰入は各市町村の政策的判断により行われているもので、赤字繰入実施市町村が、一概に一般会計の健全な財政運営がなされていると判断することは難しいこと、一般会計の財政状況と関係なく、基金をどれだけ保有しているかによっても赤字繰入実施の判断が分かれてくる」と回答させていただきました。

2 ページ目をお開きください。

5 番目、「国民健康保険が社会保障制度であるならば、赤字繰入はやむを得ないものであり、繰入の廃止を既定路線として進めるのではなく、低所得者に対する支援策などなんらかの手当ができないか」ですが、事務局の回答としては「既に法律で定められた他の保険制度への財政調整及び支援金がありながら、市税等を財源とした一般会計からの赤字繰入は、国保以外の他保険制度の方にさらに負担を求めているものと考えており、段階的に解消すべきと考えていること。新料率案については、低所得者層に影響がある均等割等からなる応益分を引き続き低い割合に設定し、現状県内で最も低い額ですが、見直し後も34位という低位になるよう設定しており、また、世帯の所得に応じて7・5・2割軽減が適用されること。令和7年度から新料率を適用した場合でも、引き続き赤字繰入は必要となる見込みであり、令和7年度に約5.3億円、令和8年度に約6.3億円を見込んでいる」と回答させていただきました。

6 番目、「新料率設定方針の中に、子育て支援金の影響は加味されているか」ですが、事務局の回答としては「子ども・子育て支援法等の一部改正案は令和6年6月5日に参院本会議で可決され、同年6月12日に公布されたため、新料率の設定において子ども・子育て支援金の影響は含めていないこと。今後、令和8年度からの制度導入に向けて当協議会で御審議いただきたい」と回答させていただきました。

3 ページ目をお開きください。

7番目、「考えられる方策を尽くしたか、低所得者向けの保険料減免制度の拡充は検討しないのか」ですが、事務局の回答としては「健全化のためにあらゆる方策を尽くしたかについては国保運営の都道府県広域化後は収支不足を埋める手段としては、一般会計からの赤字繰入、財政調整積立基金の活用、既存の料率のままでの保険料収入の確保があるが、令和6年度中に基金残高がほぼなくなり、保険料収入は現年度分と滞納繰越分の合計収納率が令和4年度県内37市中1位でありながら不足している状況のため、本市としては平成28年を最後に見直していない保険料率の見直しを検討していること。新料率案については引き続き低所得世帯の所得に応じて7・5・2割軽減を適用すること、そして、低所得者層に影響がある均等割等からなる応益分を引き続き低い割合に設定し、現状県内で最も低い額だが、見直し後も34位という低位になるよう設定すること。全国的な例でいうと応益分が高い市町村の一部では、低所得者層に配慮して独自の減免を実施しているが、流山市は元々応益分の割合が低いので更なる減免は考えていない」と回答させていただきました。

こちらの7項目は視点が多岐に渡りましたので、私からは一部を説明させていただきましたが、項目ごとの詳細な回答は後ほどご覧ください。私からの説明は以上となります。

(議長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明や、前回の会議の中で、事務局から説明や各委員で資料を読み込んでいただいたと思いますので、説明に対するご質問や、もっと詳しく説明してほしいことなどあればお願いします。

それに先立ってまず、委員が事前に出していただいた、質問に対する回答がありました。回答に対して委員何かありますか。

(委員)

多岐にわたる、質問とか、意見に対してご回答どうもありがとうございました。質問の部分についてはこの回答でわかります。

一番言いたいところは意見に関するところで、皆さんのところもそうかもしれませんが、私のところも昨日、今年度分の保険料通知が参りま

して、また上がっているなど思いまして年々負担が上がっているなどという感じを持ちました。

私が言いたいところは、保険料の見直しや県で統一した保険料率にしたいというようなことについては、かなり前から計画を持って進められてきたと思います。

ところが昨今、ここ1・2年でインフレ率が上がって参りまして、特に影響受けているのが、低所得者層や年金に頼って生活されている前期高齢者は最も影響が多いと思うのですよ。会社に勤めて働いている方々については、例えば5%以上の賃上げがあったとか4%の賃上げがあったということですがけれども、年金については、マクロ経済スライドというのが働いておりました、物価が上がったからといって、そのまま年金の収入の方に反映するというわけではないですね。

そのために、この委員会、審議会だけでどうこうというわけではないですが、介護保険料は一般会計から制度上繰り入れるというのはできないですよ。ところが、国民健康保険については、従来からやっているということであるように、まだまだ別に禁じられているわけではない。つまり法定外繰入と法定内繰入とどこが一番違うのかということ、多分これは国からも財源の裏打ちがあるかないかというところが一番大きいのかなど。つまり法定外になると市の財政から持ち出しになるということがあってそれは全般的には良くないと、どこの市町村も財政的にそんなに余裕があるわけではない。ただ流山市の財政状況とかを見てみると、例えば公債ですが、その率が非常に高いとかというわけでもありませんし、それから、補助金の額は大体財政の6・7%を出しています。さらにその補助金の内容も、30年続いてそのまま効果があるのかないのかというようなところもありまして、一つの例ですがそういうところも見直しもできるでしょうし、そういうところからも、一般会計の方からの支援というの、まだ可能なのではないかと思います。

税金というのは、所得の再分配機能があるわけですから、特に低所得者層に最も影響のある時期については、何らかの手当をして、方向性としてはわかりますが、標準保険料にしなければいけないという流れをいろいろ抵抗してもそうなるでしょう、それから、事業費納付金を負けてくれと言ったって、多分負けてくれるものではない。徐々に保険料は上がっていかざるを得ないことはわかりますが、現状、非常に状況的に悪

いときに何らかの手当をやってもいいのではないかというところが一番申し上げたかったところです。

方針については、事務局の回答ということもよくわかりますし、多分そう言われるだろうっていうのもわかっているのですけれども、それでもあえて、我々は委員ですから、単なる市民の中からポッと出てきたわけではなくて市長から委嘱をされてここに座っているわけですから、市民の代表として意見を表明して、何とかそういう知恵を絞っていただきたいというふうに考えるところです。

(議長)

委員ありがとうございます。他の委員の方で、前回の事務局から説明があった点で不明な点や事前に意見等を当然送ってないわけですが、この場で何か全体的なご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。この次の予定は、各論というか論点を一つ一つ絞りながら順番に議論をしていくという流れになりますが、まずこのタイミングで全体的な不明点やご意見がございましたらお願いできればと思います。

委員。

(委員)

収入の点とかいろいろ話してはいますが、もう一つ問題点として医療費が高額になってきています。医師会の方としては、透析とか糖尿病の人を10年前から指導して、市の検診とかも使ってそれをピックアップしてやっていますが、最近その医療費が増えているというのは高齢者だけじゃなくて本題なのが高額医療をやっている。それが、この財政負担をより強くしているので、この議論から少し外れるのですが、高額医療で300万とか何百万とかいうのが、調べていったどのくらい今後増えていくのかとか、モニタリングしていただければありがたいかなと、やはり収入を幾ら増やしても、1人がん治療すると1人1,000万円とか、5,000万円くらいかかってしまいます。1人2人出ただけでもうあっという間に財政負担が増えてしまうので、こちらの立場からすると高額医療で、実は保険使って月数百円でそういう特殊な高額な医療対応する保険とかも出ている。だから、簡単に言うとそういうような、高額医療でやっている人たちを全部国保で払わないといけないのか、そ

うすると訪問医療の話出てきてしまうのですけども、普段使っている人たちと違って、結構負担が増えるのは透析以外のがん治療、そういうのが負担で私たちの運営してくる経費に多分増えていると思うので、可能だったら医療費の傾向を教えていただくと支出の面からも、もう少しどういうふうに変ってきているかを分析して、わかりやすい部分の金額でいいのですけど500万以上とか、高額なところで何が増えているか、支出のところ分析をするとその対策が取れると思います。

そこがまた行政の方と医師会の方にフィードバックして医療費を削減されていくところに繋がると思いますので調べていただけるとありがたいと思います。

(議長)

委員ありがとうございます。

事務局お願いします。

(事務局)

医療費の支出の話ですが、平成30年度から県広域化になって以降ですが以前までは、流山市が使った医療費に対して直接収支が関係する状況でした。広域化以降は、県から示される納付金に対して保険料を集めてお支払いするという形になりましたが、おっしゃる通り医療費が県全体として絡んできますので間接的に納付金の金額に絡んでくることになります。

そういう視点では、先ほどおっしゃっていただいた高額医療費の分析も一つ重要な要素になると考えております。また、高額医療費の中でも、名称として超高額医療費という医療制度がございます。近年どれぐらいあるかとか、そういった傾向をお調べすることは可能でございますので、次回の会議の時にお示しさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

先ほど委員の方から低所得者対策すべきというご意見いただいているのですが、流山市はずっと低所得者に対してかなり手厚い対策をしているとうかがえますし、金額を見ても7割軽減世帯ですが月額183円の増で抑えられており増加率を見ると高く見えますけれども、これ以上の低所得者に対してのみの対策をするよりもまず、赤字を減らすということの方が大事なような気がします。それに国民健康保険料はかなり社会保険の方から負担いただいていますので、そういうのを考えるとある一定層の方は、今も7割、5割、2割の軽減を受けているので、そこだけに注目すると、中間所得層というのでしょうか、そういう方たちにしわ寄せが来るのではないかなと思いますので、まず、赤字を解消するというのを重点的に考えた方が良くと思います。

(議長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

ここからは、ポイントを絞りながら皆さんのご意見をお聞きしながら、この市長からの、国民健康保険料率の見直しについて諮問があったわけですので我々委員としての回答を構成していきたいと思います。

私としての全体的な意見というか感想としては保険料率の見直しについて意見を求められているわけですが、委員のように負担者の話が出てきます、委員からあったように使い方、赤字を補填する方法としては収入を増やすということと支出を減らすというこの2つで、今は収入を増やそうということに関して意見を求められているところがあるわけですが、使い方といってもこれは医療に関することですので、通常の営利企業の活動のように、節約すればいいというものではなく使い方削減に関しては非常に慎重な議論をしなければいけないところだと思うのですが、個人的な一委員としての意見としては、この保険料の見直しについての諮問を求められたことに対しては、適正な使われ方や本当にそういう使い方しかないのかとそういったところも、諮問を受ける機会を作っていただいて、我々委員もそこら辺を注目していかなければいけないところかなと感じております。

それでは次のポイントに絞ってというところですが、今、全体

的なところで、委員、委員、委員にご意見、ご質問いただいたところと重なる部分もあるかと思うのですが、答申を視野に入れながら、项目的には6項目ほどポイント絞りながら、議論をさせていただきたいと思います。

資料の18ページから22ページのところで、赤字繰入を削減解消することへの意見というテーマで皆さんと審議をさせていただきたいと思います。

資料の18ページから22ページ「赤字繰入を削減・解消するべき理由」から、前回の事務局からの説明で赤字繰入は「国保以外の流山市民は保険料の二重負担をしている」といった説明や赤字繰入のために補助金が減額になっていること、流山市は千葉県から文書指導を受けているといった現状である説明がありましたがこのことに対し意見があればお願いします。

委員をお願いします。

(委員)

先ほどの私の意見の方と少し関連するかと思いますが、二重負担というロジックの組み立て方ですが、例えば国保の加入者であっても後期高齢者医療制度への受益と負担は発生したわけですよ。国民健康保険の被保険者は、後期高齢者医療制度から何らか、受益があるわけではないのに負担している。それだって二重負担というか、例えば、ほかの健康保険組合や企業の健保に加入している人だって、自分たちに受益はないのに、保険料というか費用としては分担しているということですから、二重負担、三重負担とか、そういうのがいまいちピンとこないのです。その二重負担が駄目だというのだったら、各保険制度に受益と負担をイコールにして、もちろんそれでは成り立ちませんからそれ以外は、税金で財源を整えていくという考えだってあるわけでそれは議論することではないですけど。だから二重負担になっているから駄目だよというのが、何となくしっくり私は来ません。

(議長)

事務局をお願いします。

(事務局)

今回の事務局の回答と被ってしまいますが、我々の立場としては、先ほど委員ご紹介の通り、国保の方からも他制度に、例えば後期高齢者医療制度の方への支援金や、社会保険の方から後期高齢者医療制度、そして我々国保の方に世代間の財政調整として入れていただいています。世代間の財政調整は、法律で定められた財政制度、財政調整でございます。私どもの立場としては、その法律で定められたもの以外の部分をさらに国保被保険者のために保険者のためですが、その会社の保険の方々が法律の定められたもの以外の部分で、さらに負担を求めらるってということがどうなのかと考えており、そこは段階的に解消すべきではないかということをお我々は思っております。

(議長)

委員。

(委員)

確かにね、法律で決まっていると。国保だって給付費の半分は国税が入っているわけですよ、それは法律で決まっているから、ただそれ以上やっちゃいけないということで、法律で禁じられているわけでもないですよ。禁じられてないからやっていいとは言っていないですよ。ただ禁じられてないことについて二重負担だからどうのこうのという認められないことをやっているのだったら、咎められるべきだと思うのですけれども、実際に今認められているじゃないですか、それは段階的に縮小していかなければいけないというのはもちろんわかりますけど、何て言うか論理の組み立てをもう少しじっくりくるように何とかならないですか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

法律で禁止されているというものではございません。今まで我々もやってきたものなので、当然法律違反はできませんので、それは確かなことでございますが、我々の認識としては、前回の説明資料でもお示しし

た通り、保険料負担率は県内で35位ということで低いということです。保険料負担率が低い状況でありながら、それに対して社会保険の方々にさらに負担を求めていいのかということの問題認識として持っているところがございます。保険料負担率が、国保の方が高いとかそういったところであれば、いろいろご負担の話はあるかと思いますが、現状として保険料負担率が低い中で、さらに会社の保険の人たちに負担を求めていいのかということが問題認識として持っているところがございます。

(議長)

二重負担という表現は千葉県からの文書指導に入っている言葉なのでしょうか。この文言を使わなければいけないという理由というのは何かありますか。私も委員と同じ感想を持ってしまして、そもそも国民健康保険料、市区町村によっては国民健康保険税と表現しているところもあり、そもそも税ってというのは所得の再分配しているので、二重負担、三重負担、本来自分が負担すべきじゃない負担を公平の観点から所得に応じた負担をするという成り立ちがありますから、ここで二重負担という言葉にこだわるわけではないですけども、これは我々が委員として審議する国民健康保険が悪いことをしているような表現に見えてしまうので、この4文字を使わなくていいのであれば、使わない表現をした方がいいかなというのが、委員の意見であり、私もそのように思っております。この考え方の違いをここですり合わせたいということではなく、委員の中の2名がこの表現が、赤字繰入を削減解消するということが前提にあって、その論調を強力に支えるための方便に使われると嫌だなというそういうような感想を持って、これは使わなければいけないのでしょうか。

事務局お願いします。

(事務局)

県の運営方針の言葉を使わせていただくと、被保険者以外の住民に負担を求めることとなる、という言葉を使っていますので、答申等の意見の中で我々は、二重負担という言葉使わせていただきましたけど、その言葉に限らず表しやすい適切な言葉があれば、そういった言葉も必要だと思っています。

(議長)  
委員。

(委員)

もう1点だけお願いします。

問題意識のところ、国保の被保険者ですが負担率が低いと、だから他の制度から貰うのは忍びないなという、確か趣旨のことをおっしゃいましたけど、国保被保険者の負担率が低いのは当たり前ですよ。ほとんどの方が現役で働いているわけではないのですから。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

先ほどの負担率の話は、県内37市の中でということです。

(委員)

37市の中で低いのににもかかわらず一般会計から貰ってよいのかという話ですね。わかりました。

(議長)

他にご意見はございますか。なければ次のポイントに移りたいと思います。

そもそも保険料を見直すことへの意見です。

資料のP24ページ②「国保運営協議会からの答申について（付帯意見）」です。第2期事業財政健全化計画の答申で、当協議会の付帯意見として、財政状況から保険料率の見直しが必要であること、しかし、現在の物価高騰や社会情勢など被保険者の負担感を考慮し、急激な負担増となることのないよう配慮すること、第2期事業財政健全化計画は計画倒れではなく、国保財政の健全化が手遅れとなり破綻を招かぬよう留意することとしました。今年1月から審議、3月には答申を行いました。現時点での委員の見解などあればお伺いしたいのですが、まず池田委員

は、第2期事業財政健全化計画の議論の際に「料率を見直さないと5年後、10年後国保制度自体が破綻してしまうのでは」ということがありましたが、改めて現時点での見解などあればお願いします。

(委員)

市だけで負担ってというのがいくら流山市の財政状況だとしても限界があると思いますので、県全体で医療費を支払う方向でいけば財政破綻と市に対する負担も減るし県での医療費をサポートされるっていうことになれば、破綻する確率は相当減ると思います。ただ、保険料統一の方に移行するには赤字のところを修正してというのがあると思います。

先の話になりますが、私がほかの会議等に出た際にいろいろな統計データを見ていますが、極端なこと言うと40年とか50年経つと、千葉県でもほとんどの自治体が財政困難で破綻してしまうシミュレーションですけど、ただそれがあながちゼロではないし、流山市とあともう1市が50年後は何とか財政破綻しないで生き残れるという希望的なのが出ていたのですが、今の保険の話もやっぱり50年後、今やっておかないと、市町村自身が潰れてしまった場合、県でのこういう仕組みがあることが必要だと思うので、50年後のことを考えると、その県の仕組みでもそのあと維持できるのか、ここでの議論で健全化というのが、市町村が破綻した場合にはもう保険どころの話ではなくなってしまうので、そういう心配がありますので、計画通りいけば心配はないのではないかと個人的には思います。

(議長)

ありがとうございます。

前回の第2期事業財政健全化計画の答申に付帯意見として付けた意見と、今回諮問を受けた答申書を作成していくわけですが、現時点での見解などありましたらご意見をお願いします。

特にないようですので、付帯意見のとおり負担感に考慮しながら急激な増とならないようにという考え方でよろしいでしょうか。

次に、現状の流山市保険料の負担についての意見です。

資料のP27ページからP28ページ「県内37市における流山市保険料率について」ですが、流山市の被保険者1人当たり所得が県内3位

と高いことから1人当たり保険料調定額も上位に位置付けられていますが、所得に占める保険料額の割合を示す保険料負担率が3番目に低い状況でした。

応能・応益割については、所得割の応能分は県内中位に比べ応益割は37位と最も低くなっています。これは、低所得者に配慮し応益分を低く抑えていることになっています。

また、賦課割合も県平均と比べ応能偏重になっています。この点についてご意見があればお願いします。

事務局をお願いします。

(事務局)

前回私から説明させていただきましたが複雑な部分がございますので、改めて補足させていただきます。

国民健康保険料には、医療分、後期高齢者支援金分、今回見直す部分です、介護分の合計になりますが、この3区分にそれぞれ所得割、均等割、平等割というのがあります。

応能割というのは、所得に対して料率を乗じたが所得割になっておりまして応能割は所得割となります。医療分が7.3%、後期分が2.2%でこれを今度3.23%に見直したいという、介護分が1.6%となっております。合計で11.1%、所得に応じてかかる分で応能となります。応能割が現在、県内37市中19位となっておりますが、見直し後は8位となります。

次に応益割ですが、一人一人被保険者全員にかかる均等割、そして、世帯に係る平等割を応益分ということで、等しく被保険者そして世帯にかかる部分ということになります。応益割が現在、県内37市中37位で、見直し後も34位になっておりまして、引き続きこちら、すべての方にかかる応益分というのを低い状況で抑えておりますので引き続き低所得者層に配慮した設定と考えております。

金額のお話させてもらったのですが、例えば医療分のお金を集めるために所得に応じた応能と皆さんに等しくかかる応益どれぐらいの比率で集めているかというのが、応能応益割合というのがございまして、医療分が63対37、後期分が73対27で、非常に所得に応じた部分が大きくなっております。介護分は52対48で、今回、我々の見直し案で

は、後期高齢者支援金分の73対27を、医療分と同じ63対37になるように修正させていただきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。  
委員をお願いします。

(委員)

流山市の場合は所得割等、均等割と平等割、この前質問させていただいて均等割というのは一人一人にかかる、それから平等割というのは、世帯に対してかかる二つ合わせて応益割だということでしたけれども、千葉県では全市町村がこういう形態をとっているのですか。応益割は他にもあると思うのですけれども、例えば資産割とかいかがですか。

(議長)

事務局をお願いします。

(事務局)

以前、資産割というのがある市町村がありました。それはありませんので、基本的にはこの形です。ただ、船橋市は確か平等割がなく所得割と均等割だけです。

(委員)

ということはもう千葉県内はほぼこういう形でしょうか。

(事務局)

はい。

(議長)

他にいかがでしょうか。

ここで出た意見を取りまとめて答申書になりますので、3番目のポイントとして意見が出ないということではありませんが我々の理解も低所得者に配慮した改定になったってということになるのですか。

(事務局)

案に対して特段何もないということであれば、低所得者層に配慮されているということになります。

(議長)

委員をお願いします。

(委員)

今回、手を付けているのが後期高齢者支援分で理由としては応能分の順位が37市町村中19位で、応益分が最も低く支援分の割合がいびつになっていると、いびつになっているのはわかるのですが今すぐ手を付けなければいけないのでしょうか。

(議長)

事務局をお願いします。

(事務局)

35ページをご覧ください。

こちらの新料率の設定の方針のところですね、左下の図をご覧くださいただけると一番わかりやすいかと思いますが、現状、県が示す標準保険料額と実際の保険料調定額、医療分、後期分、介護分でどれが一番乖離しているかというものを示させていただいています。真ん中の後期高齢者支援金分っていうところが、一番最も乖離しているところがございます。先ほどの財政調整の話でいうと、我々から後期高齢者医療制度へお支える部分が一番不足しているところがございます。

今回、この足りない額もそうですし、保険料規模に対する割合も、後期高齢者支援金分っていうのが一番大きい割合になっていますので、まずは、後期高齢者支援金分のところから見直ささせていただきたいないうところがございます。さらに、我々の認識としては団塊の世代の方が高齢者医療制度へ移行されれば、後期高齢者医療制度自体の医療費がどんどん上がる。そして、我々の拠出も高くなっていくのではないかなと思います。今後ますますこの乖離を改善できない可能性を危惧していま

す。まずは、後期高齢者支援金分を見直しさせていただき、医療分、介護分についても不足している部分がございますが、皆様と策定させていただきました第2期事業財政健全化計画の令和8年度に中間見直しがございますので、医療分、介護分についても分析を進めて皆様とご議論させていただければと思っております。

(議長)

委員をお願いします。

(委員)

お考えはよくわかるのですけれども低所得者対策に着目して意見を言わしていただきますと、比率を是正したいというところはわかるのですが、例えば、この審議会で決められることじゃないですが、いわゆる低所得者の方が国保の加入者の約5割を占めているわけですが、確か資料にそうになっていたと思いますが、時限措置でもいいのですけれども例えば何年間かは現行の料率のままにして負担を凍結するというようなことをして、それは先送りになるかもしれないのはわかっているのですが、私が最初に申し上げましたように非常にインフレの方が進んでおりまして、低所得者にとっては非常に厳しいというところもございますのでそういうところの配慮ができないかなと思っていまして、この前の答申のときにも、付帯意見として寄せていただいたようにそういうことを私の方は想定したものですから、これは非常に難しいことを申し上げているのはよくわかります。議会の方で、当然そういうことについても可決していただかないと無理な話はわかるのですが、一つの考えとして検討いただけないかと。

(議長)

事務局をお願いします。

(事務局)

確かに社会経済情勢について理解しております。繰り返しになりますけど、案としては引き続き応益分を低い割合に設定していくこと、引き続き7割、5割、2割軽減がかかる。そして、例えば7割軽減の方は、

月額200円以下の増額に抑えるようにさせていただいたところがございます。段階的に赤字も解消していかなくてはならないというところで、この案を示させていただいているところがございます。

(議長)

委員として質問させてください。

例えば、均等割を既存の数字に抑えて所得割のパーセントを上げることで調整は難しいのでしょうか、低所得者に対する配慮という点では、例えば応能割は県内の順位が上がるので、応益割は県内の順位は低いままという選択肢は難しいのでしょうか。

(事務局)

賦課割合については、当初既存の73対27で検討をさせていただきました。ただ、中間所得者層に非常に負担がかかってしまうこと、所得段階別の状況ですが、本日お配りさせていただいた表もあると思いますが、表中に表示させていただいている負担がさらに大きくなってしまいうところの問題意識もありました。県内の中でも、応能応益の割合の応能が特に高いというところもございました。

今後さらに将来を見据えると、県内保険料統一の話が進んでいますので、その場合はおそらく、賦課割合も50対50に近づけてくると思っています。保険料統一となった際に急激に割合を変えるよりは、徐々に近づけていった方がいいと認識しておりまして、今回の案は63対37で、10%の修正にさせていただいたところがございます。

(議長)

もう1点だけよろしいでしょうか。

滞納をする所得層はどこが多いでしょうか。例えば、今の話で所得割上げて中間所得層の負担が増えて滞納の割合が増えるとか、均等割を増やして、低所得者層の滞納率が増えるとかを知りたいと思います。

(事務局)

前回、平成28年度に改定がありましたが、その時にどの層の滞納が増えてというところの資料はありませんが、ただ、収納率自体は28年

度改定したときは、収納率としては0.93%増にはなっていますが、その時々为社会経済情勢等もございますので、保険料改定が一概に影響があったとか、なかなか申し上げることができないところでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ゆくゆくは50対50の県統一となったときに現状の賦課割合を維持した場合と、乖離が大きく負担増加となり、急激な負担増になるということをご心配しているわけですよ。今井委員からあった時限立法として時間を稼ぐ意味としては、インフレによる影響に低所得者層やすべてですけれども、インフレにある程度対応ができて年金がマクロ経済に関連付けて少し上がるというようなことも、もしかするとその5年以内に起こりうるかもしれない。そう考えたら確かに急激な負担は避けるべきではあるのですが、例えば均等割の引き合いではなく所得割の方での少し調整ということで、委員がおっしゃった現実的に難しそうな時限立法と同じような期間の猶予ですねできるかもしれない。我々委員ですので、一委員としての意見として、そのようなことも検討していただいたらどうですかということをご市長へ答申としてこのような意見があったと、この後、答申書を作るのにまとめるわけですが、特に低所得者層に配慮していただきたい、物価高騰ということに対する限られた金額で生活している方たちに対して、受ける影響を極力抑えたい。そのためにはある程度時間を稼ぐということも、一つ対策になるのではないかとご意見が委員の中にありましたということをお伝えしたいなと思います。

この点について他の委員の方どうでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

よろしくご願ひいたします。意見というか、今の話の流れで一つ教えていただきたい。

今日いただいた資料で軽減措置のところ、軽減措置を受けられる所得の金額ですとか、割合というところで、例えば3人世帯203万5,000円が、軽減措置を受けられる数字になっているのですが、実際3人で300万円というのは、生活は大変な思いをされているので

はないのかなってというのが正直な感想でして、その中で年額の4万8,100円の負担であったりですとか2人世帯1人世帯のパターン1もそうですけども、この辺のところってというのは、軽減の割合であったりとか、所得の数字っていうところの見直しということは可能でしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

こちらの7割、5割、2割軽減は国が法律上で法定軽減と言われているものでございます。流山市で、その所得の幅を広げたりはできない仕組みとなっております。

(議長)

ありがとうございます。

委員。

(委員)

所得の幅は変えられませんよね、これ法定ですから。その差額分を、一般会計でやっているわけでしょう。低所得者については、法定内繰入れは今もやっていますが、これも法定というだけあって数字が決められているわけですよね。それ以上に出したいと思っても、それは法定内ではできない。低所得者対策というのは、法定内繰入れの大義名分になっているわけですから、足りない分をさっき言った率を変えられないので、そこで生じた足りない分を一般会計でとりあえず時限的という考え方もあるのではないのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

当然そういった意見もあるかと思えます。繰り返しになりますけどあくまでも応益分を低い状態でさせていただいています。冒頭、説明もさ

せていただきましたが、例えば、全国的な例でいうと、応能応益が50対50の市町村では、独自の減免をやっているところがございますが、応益の設定自体を低く設定していますので、現時点の案としては独自の減免というのは検討していません。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、次のポイントに移らさせていただきます。4つ目としては、令和7年度に保険料を見直すことへの意見についてです。

資料のP35ページ「新料率の設定の方針」の①新保険料率を適用する時期についてです。第2期事業財政健全化計画では令和11年度までに赤字繰入の削減・解消、千葉県の運営方針では令和12年度までに県内市町村の赤字繰入解消を目指しております。第2期計画では、流山市国保の赤字繰入が令和8年度には約9.6億円となる見込みであり、保険料収入不足を補う財政調整積立基金が今年度に概ね全額取り崩すこととなっています。

このような観点から、令和7年度から新料率を適用し、赤字繰入の一部を解消していきたいとのことです。現在の経済状況などありますが、料率改定時期などについてご意見ありませんか。

委員お願いします。

(委員)

今までの議論の流れで、私だとか他の委員に共鳴していただいているところもあると思うのですが、いきなり7年度というよりは昨今の経済状況も加味していただけないかなと、従来から申し上げている流れで申し上げているのですが、全くそこは問答無用なのではないでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

状況を整理させていただきますと、まず、皆様と一緒に策定させていただいた第2期事業財政健全化計画において、11年度までに赤字繰入

の解消・策定を進めていくことは一つございます。それに向けて、現状約7.6億円ある赤字を段階的に解消していかなくてはなりませんので、それを踏まえると、令和7年度からやっていかなくてはいけないと思っていますし、令和6年度には、財政調整積立基金がほぼ使い切っています。これまでは、赤字を基金と一般会計からの赤字繰入をもって補ったものでございますが、令和6年度にその基金がほぼなくなってしまうので、それを踏まえたとしても令和7年度から保険料率を見直して、すべてを赤字ではなく、一部は保険料率の見直しによって補っていかなくてはいけないと考えております。

(議長)

ありがとうございます。

委員お願いします。

(委員)

資料にもある通り、今年度、基金を大幅に減らす。使う目的としては赤字を補填するためでしょう。基金を一斉に使い切ってしまうしか方策はなかったのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

コロナ禍もあって令和4年度までは一定程度の基金を積み上げておりました。理由としては、コロナ禍がいつまで続くかわからないということ、医療費がどうなるかわからない。保険料収入も入ってくるかわからない。事業費納付金もどうなるかわからないということで、一定程度の基金を保有させていただいたところでございます。

令和5年度以降は、コロナの影響も限定的になってきたと判断しており、保険者としては、まず赤字繰入を取り巻く環境も踏まえて優先的に解消していかなくてはいけないということで、基金を活用して令和5年度、令和6年度に基金を活用して赤字を減らしたというところでございます。

(議長)

ありがとうございます。

委員。

(委員)

基金は新たに積めないのですか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

基金はその年の決算で収支が発生したものを、翌年度に繰り越したり、基金へ積み立てたりということがございました。コロナ禍のことに関しては、なるべく基金を積んで不測の事態に備えるという部分があったところでございます。ただ、広域化後は県の方にも基金がありまして、保険料収入が足りない場合は、県の基金もあるので、主としてコロナ禍が終わったところで基金を積むっていうところは検討していません。

(議長)

委員。

(委員)

検討していないということは、検討できると捉えてよろしいですか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

財政部門と一般会計部門との調整ともございますので、我々が積みたいたって、積めるとかそういったところは非常にコントロールが難しいところかなと考えています。

(議長)

委員をお願いします。

(委員)

コントロールは難しいのですが、昨今の情勢も踏まえて今まではコロナ禍だからという大義名分がありました。その時に、財政が破綻してしまうと困るから積みたいのですというのはOKですよね。そこは低所得者対策もあって、事業的にもう少し積んでおきたいというような折衝はできるでしょうか。

(議長)

事務局をお願いします。

(事務局)

折衝は可能でございます。皆様のご意見として独自の減免の話、そして物価高騰の影響もあって基金を積み立てるべきだとの意見、今のインフレの状況もありますので理解しています。

事務局としては、平成28年度から、9年間行っていない保険料改定をどこかで当然やらなくてははいけない。それは、後ろ倒ししても、社会経済情勢はわかりませんので、結局そのインフレが変わらなければ、結局何も出来ずに、ということもあるかと思えます。今回示させていただいた、仮に見直しをさせていただいて、令和8年度に検証作業というのをしっかりやらさせていただきたいなと思っています。7年度仮に新しい保険料になった場合に、皆様から意見があった応益割はこれでよかったのかなど検証して、その結果、例えば低所得者層に非常に影響があるということであれば、独自の減免っていうのも考えなくてはいけないと思っております。現状、独自減免するという明確な根拠を行政部局としては、しっかりと分析した上で、皆様とご相談させていただいて、令和7年度の改定の結果、我々も検討しなくてはいけないと思えますし、基金のことも、物価高騰は終わらないということであれば積み立てが必要だということもあれば、それも検討しなくてはいけないと思っております。分析の上で、検討していきたいという立場でございます。

(議長)

ありがとうございます。

一委員としての意見としては、先ほどの保険料率・保険料の負担のところと重なるところですが、負担者に配慮しつつも現状維持というのはなかなか難しいので、手をつけるタイミングとして令和7年度からの適用というのはやむを得ないのかなと思っております。ただその中で、委員がおっしゃるような、もうそれだけしかないのか、他の方法も検討していただきたいと思います、ただ、タイミングとしては令和7年度から保険料を見直すこと、このタイミングに関しては、一委員としては、やむを得ないことであるというふうに思っています。他の委員の方いかがでしょう。

委員お願いします。

(委員)

今の委員との話の中で一つ引っかかってしまったところがありまして、積立金の話が出たのでそのことについて教えていただきたいのですが、でも、今回、一般会計の方から繰り入れを解消ということが目的で、そもそも話だったと思うのですが、その根拠というのが保険料の二重負担の解消という話があって、議論があったと思うのですがこの積立金というのもそもそも税金から来ているものなのではないでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

積立金が、もともと一般会計からの税金であったのか、それとも、保険料収入が多く入ってきたことによる積み立てなのかですが、実は色分けというのは非常に難しいところがあります。一概に税金だとかそういうところはちょっと難しいところではあります。

(議長)

委員お願いします。

(委員)

私がちょっと気になったのは積立金っていうのが、そもそも税金を使っているのであれば、最初の議論の根本の話の矛盾が出てくるのではないかなというところは気になったのでそこは大丈夫というふうに理解してよろしいですね。

(事務局)

はい。

(議長)

委員お願いします。

(委員)

保険料の改定が、平成28年度からずっとやられてなくて、現行の保険料でやられてきたわけで、今回料率を上げたいという話ですけど、私もあまりにも長い間このままいくのは無理だろうと思いますし、保険料を上げるのは仕方ないのではないかなと思っています。

保険料のことばかり注目されていますけど、低所得者の方は、年間保険料は現行15,700円で改定後は17,900円で増加額としては2,200円ですけど、少ない保険料で病気をしたときに3割負担で病院にかかれる、ある意味、相互扶助なので恩恵を受けていると思うので、低所得者の方の配慮というのはわかるのですけれども、それなりの恩恵というか、保険料は少額で医療を受けられていると思いますし、保険料をずっと上げないでいると国保財政が破綻してしまっていて、国保加入者がある意味医療を受けられないということも考えられますし、保険料を確保していないと安心して医療にかかることができなくなってしまうのではないかなと思います。

低所得者の方の保険料は月額200円以内の増加で抑えられているので、低所得者の方ばかり考えるのではなく中間所得者層や全体を見て考えなければならないですし、現在の状況では令和7年度には料率を少し上げざるを得ないのではないかと思います。

(議長)

この点について他の委員の方ご意見はどうでしょう。

委員をお願いします。

(委員)

委員のご意見もよくわかります。私も保険料が平成28年度からそのままずっとそのままではいけないとは思っておりませんし、現実的に不可能だと思っておりますので、多分土俵がちょっと違っているのかなと思ったのは、私はここ1年の経済情勢についての手当をした方がいいという立場で、令和7年度から手をつけるのだったらそれで構わないのですが、いろんな万策つけてやった結果こういう開始時期がこうなるのか、それとも時間稼ぎできないかなど。いずれは手をつけなければいけないのがわかっておりますので、私が言っているのは、ここ数年の情勢のことについての懸念です。どういう方向に向かわなければいけないというのは、当然私もよく理解しております。

(議長)

ありがとうございます。

委員のご指摘ポイントも踏まえて、委員、委員の発言の中ではこの時期はやむを得ない、というところの委員の意見をまとめて答申書に記載させていただくという方針でよろしいでしょうか。

(各委員うなずく)

ありがとうございます。

次に、後期高齢者支援金を見直すことによる意見っていうのを皆さんにうかがいを立てようと思ったのですが、3番目にうかがいました保険料の負担についてのご意見のところ、審議させていただきましたので、ここは重複しますので、議論から外そうと思います。

冒頭にポイントとして6つあると申し上げましたが、今日は時間の関係で一旦区切って、次回7月5日の協議会でまた皆さんと意見を交わしていきたいと思うのですが、タイトルだけお伝えすると保険料見直し額、率に対する意見、ここの部分と重複するところありますけども36ページから43ページの部分について、次回また議論させていただきたいと思います。同じことについて違う見方、違う角度から見て後期高齢者支援金の新料率適用と、この3.23%というところの議論をさせていただくと、他市と比較してですが39ページのところで他の市と比較し

て、各委員の皆様はどのようなご意見を持っているかというようなところを、話し合いをして市長からのこの国民健康保険料率の見直しについてというこのテーマに対する答申書を作っていくという内容です。今日の議論の中で概ね、議事録をまた見返していく必要があると思いますけど概ね意見が出たのかなと思います。今度は、率というところで視点を変えての議論で、同じテーマについて違う角度から話し合うような形にはなると思います。

次回7月5日開催の第3回運営協議会で、また議論させていただければと思います、また、事前にご意見があれば事務局にご連絡いただければ、今日この場で言い足りない場合など、そのような対応していただければよろしいかと思えます。

最後に、皆さん本当に今日は活発な意見をありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会します。